平成２３年（フ）第５９４０号
大阪市淀川区西中島２丁目12番８―813号
債務者　岸　　賢一
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７０３号
大阪府池田市井口堂３丁目２番26―101号、前住所兵庫県宝塚市紅葉ガ丘７番24号
債務者　大道　哲也
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８０号
大阪市平野区加美東６丁目６番３―820号
債務者　小濵　政行
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１０号
大阪市東住吉区今川７丁目９―18―605号、住民票上の住所大阪市平野区喜連２丁目４番６―101号
債務者　岩本　仁魅
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１３号
大阪市西区本田４丁目２番10―801号
債務者　訪問はりきゅう治療院樹香こと　渡邉　和宏
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２５号
大阪市平野区瓜破西１丁目６番24号
債務者　藤井　　修
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４３号
大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘３丁目16番地の６、前住所大阪府摂津市千里丘５丁目12番８号
債務者　浅野　弘行
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９１号
大阪市平野区喜連西１丁目19番６号　グレーシィ喜連Ⅱ―603号
債務者　稲田　寿和
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８２号
大阪府門真市寿町９番７号　第二メゾン扇102号
債務者　杉　　裕広
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３０号
大阪府東大阪市菱屋西５丁目11番10号　マンション菱202
債務者　井上　久史
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３１号
大阪府東大阪市菱屋西５丁目11番10号　マンション菱202
債務者　井上　文子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３９号
大阪府東大阪市出雲井町２番５号
債務者　土佐はる枝
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４０号
大阪府東大阪市出雲井町２番５号
債務者　土佐　知巳
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０６号
大阪市西区川口１丁目２番16―508号
債務者　明石　美砂（旧姓梅本）
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２２号
大阪府寝屋川市明和２丁目16番12―204号
債務者　岩田　正子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２９号
大阪市西成区南津守２丁目４番７―307号
債務者　野村　幸惠
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４８号
大阪府大東市南津の辺町20番27号　グランピア南津の辺503号
債務者　青木多加代（旧姓國中）
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部